

業務指示書

エジプト国ハルガダ太陽光発電事業 詳細設計調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月12日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：太陽光発電に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 太陽光発電】

- 1) 類似業務の経験：太陽光発電に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 14.684 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

事業計画

太陽光発電

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- (○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国ハルガダ太陽光発電事業 詳細設計調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 事業計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 太陽光発電	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

エジプトの現在の電源構成は水力9%、火力89%、再生可能エネルギー2%と火力に大きく依存しているが、2011年のアラブの春以降の投資環境の悪化により石油・天然ガス開発は進まず、火力発電の主要燃料である天然ガスの不足もあって停電が頻発している。また、エジプトの最大需要電力は年率6%（2013/14年度までの過去10年間の平均伸び率）と経済成長率の4.4%（同期間の実質GDP成長率の平均伸び率）を上回るペースで伸びており、特に夜間の電力需要が高い。発電設備容量は2013/14年度時点で32,015MWとなっているが、2017/2018年度の最大需要電力は32,951MWと現在の供給能力を超える見込みであり、電力需要に応じた発電設備容量の増強が喫緊の課題である。

急速に拡大する電力需要に対処すべく、電力・再生可能エネルギー省は、さらなるガス田開発への投資促進等に加え、2022年までに新たに54GW分の発電設備容量を増加させる計画である。中でも、再生可能エネルギーについては、石油及び天然ガスの国内消費を抑え、環境負荷の低減を図るため、2017年までに4,300MW分を、また、2022年までには風力発電11,600MW、太陽光発電9,000MWを更に増強するとしている。

これら目標を達成するためエジプト政府は、ハルガダ太陽光発電所をはじめとする政府による発電所建設計画の他、2014年12月の再生可能エネルギー法の成立によりFIT（固定買取価格）制度を導入し、民間投資による再生可能エネルギー開発の促進を図っている。他方、政府内では、電力供給が不安定な再生可能エネルギー電源の増加により、系統電圧が不安定化することへの懸念が高まっている。

このような状況を踏まえ、エジプト側から2014年12月にハルガダ太陽光発電事業（以下「本円借款事業」）への円借款要請があり、JICAは同要請を受け、事業の審査を行った結果、2016年2月にエジプト政府との間で本円借款事業の借款契約を調印した。今回の業務は、2016年1月11日に新・再生可能エネルギー庁（New and Renewable Energy Authority: NREA）とJICAの間で署名交換された討議議事録（以下、R/D）に基づき、詳細設計（基本設計レベル）を実施するものである。なお、本事業は本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与を予定している。

2. 円借款事業の概要

業務の対象となる本円借款事業の概要は以下の通り。

- (1) 事業名：ハルガダ太陽光発電事業
- (2) L/A署名日：2016年2月
- (3) 事業内容：紅海沿岸のハルガダ市から北西15kmにあるハルガダ風力発電所敷地内において、20MWの太陽光発電所および関連施設を建設する。

1) 本体事業

以下の調達パッケージに分け、調達・施工を行う。うち、円借款事業対象であるパッケージ 1 については、「円借款のための調達ガイドライン（2012年4月）」に従って調達が行われる。なお、パッケージ 2 は円借款事業対象外であり、本調査においても対象としない。

パッケージ名	パッケージ概要	調達方法	施工方法
パッケージ1	太陽光発電所、蓄電池施設、インフォメーション・センターの建設、関連機器設置、中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設	国際競争入札	デザイン・ビルド (標準入札図書 "DESIGN BUILD")
パッケージ2	変電所拡張及び変電所内のケーブル接続	現地競争入札	—

2) コンサルティングサービス

本体事業実施コンサルタントは、「円借款のためのコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」に従ってショートリスト方式（QCBS方式）で選定される。

(4) 事業対象地域： 紅海県ハルガダ市

(5) 事業実施機関： 新・再生可能エネルギー庁 (New and Renewable Energy Authority: NREA) (電力・再生可能エネルギー省傘下)

(6) 円借款事業対象パッケージ： 上記 (3) 1) 本体事業のうち「パッケージ1」及び2) コンサルティングサービス

(7) 事業規模 (総額)： 約 136 億円

3. 業務の目的

本円借款事業の対象となる太陽光発電設備（太陽光発電所、蓄電池施設、パワー・コンディショニング・システム (PCS)、エネルギー・マネジメント・システム (EMS)、中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設、インフォメーションセンター）の設計基準、検討された技術基準の適用下における要求仕様の提案を実施し、最終的に、詳細設計業務の成果品として、円借款対象分の入札図書（案）を作成する。

なお、本業務においては、今般の円借款対象パッケージはデザインビルド方式を想定していることから、設計レベルは基本設計とする。但し「中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設」については詳細設計を行う。

4. 業務の範囲

本調査は2016年1月11日にJICAとNREAとの間で合意されたR/Dに基づき実施されるものである。コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、JICAの確認後、NREAの承認を受け、業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書および資料を作成してJICAに提出する。

5. 業務実施上の留意事項

5.1 本業務の構成

- 1) 設計基準の設定、技術基準の検討
- 2) 設計に必要な調査（支障物確認調査、自然条件調査、環境社会配慮調査等）
- 3) 設計に必要なデータや情報の収集
- 4) 発注者要件書の作成
- 5) 設計照査の実施
- 6) 事前資格審査書類（案）の作成
- 7) 入札図書（案）（上記「4）発注者要件書」を含む）の作成
- 8) 最終報告書の作成

5.2 本円借款事業の調達条件

本円借款事業の調達条件・原産地ルールは以下のとおりである。

調達条件：本邦技術活用条件（STEP）

原産地ルール：円借款対象となる本体契約総額の30%以上については、日本原産とする。詳細は「円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール（2013年4月17日）」によるものとする。

本調査で実施する基本設計及び要求仕様の作成においては、上記調達条件・方法を念頭に置き、本邦技術適用費目の割合を算出すること。本事業では、以下の3つの施設及び機材等に対し本邦技術の採用が想定されている。これらの技術は設計において経済性・妥当性等を確認の上で採用を決定することとし、また現地への適用性・資材供給体制などを適宜本邦企業及び業界団体等へ意見を求めたうえで検討すること。

- ① 系統安定化及び電力需要のピークシフトを行う長寿命の蓄電池
- ② 無効電力制御機能を持った高効率のパワー・コンディショニング・システム(PCS)
- ③ 太陽光及び蓄電池のPCSを統合的に制御するエネルギー・マネジメント・

システム(EMS)、

5.3 工事契約形態

円借款対象事業である本体工事は、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）に従い調達することで、JICAとエジプト側で合意済みであり、本調査にてP/Q書類案の作成を行う。

本体工事は、デザインビルド方式（パッケージ1）での入札を予定しており、「JICA標準PQ書類」、及び「JICA標準入札書類（デザインビルド）」の使用が義務化されている。そのため、入札図書（案）の作成の際には、「JICA標準PQ書類」、及び「JICA標準入札書類（デザインビルド）」を使用すること。

5.4 調査の迅速化

先方実施機関が調査期間の短縮を強く希望していることから、可能な限り調査期間を短縮する工程を提案すること。なお、既存の調査で実施した各種調査と重複する（調査の検証・精緻化を図るものは除く）調査を避け効率的に実施すること。

5.5 本円借款事業に係る審査結果の活用

本円借款事業の基本的な事業スコープ及び主要な諸元（太陽光発電システム・大容量蓄電池システム・エネルギー・マネジメント・システム(EMS)・系統連系設備の要求性能）などは、JICAによる審査時にNREAと合意済みであり、その内容を活用し、業務を実施すること。なお、以下の点も検討のうえ業務を実施すること。

① 期待寿命

審査で合意した期待寿命25年以上であることを確認する手段（運転実績、長期性能試験データ等）について明確にする。

② 安全機能

具体的にどのような状況を検出して設備停止を行うのかについて検討し明確にする。

③ 施設環境条件

密閉された建屋等に設置する機器を除いては、耐塩、防塵、防砂仕様が不可欠であり、具体的にどの程度の数値要求性能とするかを明確にする。

④ 太陽光発電システムのPID（Potential Induced Degradation）現象対策

対策済みであることを判定するための評価方法について検討し、適合すべき規格について明確にする。

⑤ PCS

一般的に要求される性能については審査時に規定しているが、適合判定方法等について検討のうえ、明示する。

⑥ EMS

データ収集監視・制御や電力系統品質の安定化制御、メンテナンス支援機能等について、要求される仕様を明らかにする。

5.6 本事業後の太陽光発電設備の拡大計画

本事業にて太陽光パネルを敷設した後も広いスペースが残ることから、NREAとしては今後も施設を追加したい意向をもっている。計画が具体化した場合には、EMSに拡張性（付加的な情報収集端子等）を持たせるなどの設計変更が伴う可能性もあるため、最新の状況を確認し、発注者要件書に反映する。

5.7 インフォメーションセンターの展示コンセプトの最終確定

NREAはハルガダ太陽光発電所を、エジプト国内における太陽光発電のショーケースとして位置づけており、本円借款事業で、その意義・概要を紹介するインフォメーションセンターの建設を行う予定である。その基本コンセプトについては、審査時に、NREAが、展示内容については、山梨県甲府市にある山梨県所有の米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」をベースとすることを希望していることを文書で確認（貸与資料「審査時要求性能（JICA）」参照）している。

他方、エジプトには同種の施設がないことから、NREAは本詳細設計業務に従事するコンサルタントから、コンセプトの詳細な提案を受けることを期待している。コンサルタントは早期にJICA及びNREAと協議のうえ、展示コンセプトを確定させ、基本設計を行うこと。

なお、既存のハルガダ風力技術センター（Hurghada Wind Technology Center）がインフォメーションセンターの要求性能を満たすことも考えられることから、経済性の観点も考慮し、これを改修して使用することも検討すること。

5.8 スペアパーツの検討

審査時には、直ちに故障しないPCSや変圧器等の大型機器の予備品に対しNREAからの強い要望があった。基本的には長期運用できるPCSや蓄電池等は想定どおり長期間故障しなければ未使用でも劣化することを鑑み、故障時の対応方法やスペアパーツの保管も考慮のうえ、スペアパーツリストを作成する。また、大型機器等の予備品を含める場合には、それらの保管場所についても検討する。

なお、NREAはインフォメーションセンターにおいて機材の展示希望もあり、

これら予備品の保管と展示の両立可否も含めて検討する。

5.9 地中連系線ルートのご検討

対象サイトから中央ハルガダ変電所へつなぐ送電線は地中化することで合意しているが、NREA からは 2 つのルートが候補としてあげられており、障害物や地形を考慮に入れ、ルートを選定し、詳細設計を実施すること。

5.10 中央ハルガダ変電所改修工事との調整

本事業のうち、中央ハルガダ変電所改修工事については、既に同変電所を所有するエジプト送電公社（EETC）により 2016 年 4 月完工を目指し開始されている。本業務ではその状況を確認の上、円借款対象の地中ケーブル建設と所内での繋ぎこみ工事が円滑に実施できるよう、適切な施工計画を検討すること。

5.11 自然条件・既存施設等の調査

本業務の実施にあたり、必要な自然条件調査（測量、地質、気候等）を行う。なお、既存の調査にて収集した情報を活用し、更なる調査が必要と判断する場合には、その理由と共に具体的な追加調査内容につき、プロポーザルにて提案すること。

5.12 成果品の NREA に対する使用権譲渡

本業務で作成される基本設計等は本円借款事業に活用される予定であるため、「7. 成果品等」にて規定されている成果品については、JICA へ引き渡し後、JICA から NREA に対し、以下に示す使用権が譲渡されることになる。

- (1) 成果品を利用して調達を実施する。
- (2) 上記目的および上記施設の維持管理、運営、広報などのために、必要な範囲内で成果品を複製・改変その他修正する。

5.13 瑕疵担保責任

本調査は、日本政府とエジプト政府との技術協力に関する口上書の枠内で実施されるものであり、2016 年 1 月 11 日に署名合意されえた R/D に記載のとおり、その成果品については、NREA が自己の責任において利用し、設計責任を負うことで合意している。

5.14 NREA の設計確認

本調査では、NREA が成果品を使用することが想定されているため、本調査の実施過程においても、逐次 NREA の設計内容にかかる理解と合意を得ること

が重要である。このため、NREA 内部に設計の技術的内容を検討する技術助言委員会 (Technical Advisory Committee : TAC、以下「TAC」) を設立し、技術的確認を求めることを、JICA と NREA で合意している。その概要については R/D を参照のこと。

本件コンサルタントは、TAC と協議し、業務実施過程における説明時期等について合意する。また同合意に基づき TAC に対して、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、その都度の技術的確認/承認を得ることとする。この実施時期は少なくとも、業務結果中間説明時、入札図書 (案)・DFR 説明時の最低 2 回実施することとし、コンサルタントは会議の開催支援及び説明等の業務を行う。

5.15 設計の照査

JICA は最終成果品の検査をもって「本業務の品質の確保」を行うが、右検査の参考資料とするため、本業務の期間内にてコンサルタントは照査を行い、設計の項目 (設計方針を含む) の確認を行うこととする。なお、R/D において、成果品の設計責任は NREA が負うことを合意している。

5.16 設計業務に必要な各種業務の効率化

既存 FS データを整理し、本業務にて収集・整理したデータと併せて、本円借款事業の事業監理コンサルタントへ円滑な引継ぎがなされるよう、引継ぎ内容を明確に記録し、本業務で実施した各種基礎データも整理すること。その際、FS のデータと本業務のデータを適宜集約・整理・分類して、事業監理コンサルタントへと引き継ぐこととする。

5.17 JICA への報告及び方針の反映

入札図書 (案) については、NREA の承認後、借款契約に基づく JICA への同意申請が行われるため、同意申請時点の手戻りを予防するため、入札図書 (案) 作成の初期段階から適宜 JICA へ報告を行い、JICA の方針を反映するよう努めること。

5.18 JICA エジプト事務所との連絡・調整

本業務の一部を再委託調査で実施する場合には、JICA の HP に掲載されている「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき実施する。コンサルタントは、同ガイドラインに基づき、①現地にて入札を行う場合の JICA エジプト事務所への入札会立会い依頼、②契約締結の JICA エジプト事務所への報告を行う。

5.19 本邦企業の技術活用／参入促進について

既存 FS では、本邦企業が有する優れた蓄電池、PCS、EMS の技術の活用を想定して検討が行われ、審査を通じてそれらの技術を活用することが先方政府と合意されている。本業務においても、同方針を踏襲し、本邦企業の技術活用等の検討に際しては、本邦企業関係者より広く意見聴取を行うものとする。参入促進にあたっては、競争性確保を図れるように検討すること。

また、コンサルタントは本邦企業向けの説明会を実施することとし、その日程、内容については JICA と調整すること。

6. 業務内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。また、以下の業務内容が業務の目的に照らして、技術的に十分でないと判断される場合には、必ずプロポーザルにて、その理由と共に追加項目を記載すること。

6.1. インセプションレポート (IC/R) の作成

既存 FS、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報の分析・検討を行い、本円借款事業の全体像を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、行程、手順、実施スケジュールなどを検討し、IC/R を作成する。JICA との協議後、NREA に対し IC/R を説明・協議し、NREA からの合意を得るものとする。

6.2 本円借款事業の既存 FS 並びに関連調査のレビュー

6.2.1 設計諸元 (太陽光発電システム・大容量蓄電池システム・EMS・系統連系設備)

既存 FS で検討された太陽光発電システム・大容量蓄電池システム・EMS・系統連系設備等につきレビューし、その設計諸元ならびに適用した規格・仕様について確認する。

6.2.2 設計諸元 (インフォメーションセンター)

「5.6 インフォメーションセンターの展示コンセプトの最終確定」に記した業務実施上の留意事項を踏まえ、コンセプト案を検討する。なお、検討にあたっては米倉山太陽光発電所 PR 施設「ゆめソーラー館やまなし」を確認する。

6.2.3 サイト状況

サイト状況のレビューを行う際には、以下の点について確認すること。

- (1) サイト内レイアウト案を検討するため、導入可能性がある太陽光発電パネルの特性につき調査する。
- (2) 中央ハルガダ変電所までの地中ケーブルのルート上の既存埋設物などを確認する。

6.3 本邦企業向け説明会

より適切な仕様の検討並びに本邦企業の参加を促進するため、本邦企業向け事前説明会を実施する。

6.4 関連本邦企業への聞き取り調査

上記 6.3 で実施した説明会で関心を示した企業を含め関連企業への聞き取り調査を行い、基本設計、発注者要件書の作成で必要な内容、仕様、契約形態、施工計画等を聴取のうえ、その後の業務の参考にする。

6.5 基本設計及び地中ケーブルに関する詳細設計

6.5.1 共通（サイト状況調査（自然状況調査を含む））

サイト内レイアウトの確定や応札企業に提供する情報として必要となる測量・地質等の現地調査を行う。また、各種システム設置予定サイト、並びに中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設予定地の地下埋設物調査や水文調査を行い、施工時に支障のない設計と応札企業への十分な情報提供が可能となるよう留意すること。参考資料として別添の自然条件調査仕様書（案）を記載するが、そのほか必要と思われる調査については、プロポーザルにて提案すること。

なお、これまでに NREA では既存の風力発電設備（風車）を撤去することを検討している。太陽光パネルは風車の影を避けて敷設する必要があることから、本調査段階における撤去計画を確認する。

6.5.2 基本設計

既存調査等の情報収集・分析結果、エジプト側関係機関、JICA との協議を踏まえ、本事業の「本体工事」に関する基本設計を行う。基本設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

(1) 基本方針

法制度や基準、ガイドライン、自然環境条件や現地建設事情等について対処方針を整理し、基本方針を設定する。

(2) 基本設計の検討

上記方針と、既存調査のレビュー等を踏まえ、基本設計（基本的な機能、構造、を明確にするための設計）を行う。検討にあたっては、5. 業務実施上の留意事項を踏まえた内容とする。また、デザインビルドにより調達することを想定していることから、費用対効果の観点から、目指す品質をエジプト側と合意する。なお、最低限以下の事項、及び技術審査レポート記載の内容に留意のうえ作成する。

- 1) 太陽光発電システム、大容量蓄電池システム、EMS、系統連系設備
維持管理及び将来計画との整合性を考慮して作成する。作成にあたっては、上記 6.3 及び 6.4 を踏まえ、十分な情報収集を行うこと。
- 2) インフォメーションセンター
建屋及び展示内容に関し、維持管理及び将来計画との整合性を考慮した要求仕様を検討する。なお、作成にあたっては、上記「5.5.1 インフォメーションセンターの展示コンセプトの最終確定」を踏まえ行うこと。
- 3) スペアパーツ
上記、5. 7 を考慮のうえ、スペアパーツリストを作成する。

6.5.3 地中ケーブルに関する詳細設計

「中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設」について、既存調査等の情報収集・分析結果、エジプト側関係機関、JICA との協議を踏まえ、本事業の「本体工事」に関する詳細設計を行う。その際、NREA から提案された 2 つのルートから最適なルートを確定したうえで設計すること。

6.6 発注者要件書の作成

上記の検討結果を踏まえ、基本設計図を含む発注者要件書を作成する。なおその内容については、「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」に定める通りとするが、詳細設計を行う「中央ハルガダ変電所までの地中ケーブル敷設」については、その結果を踏まえ、Technical Requirement には仕様を、Outline Drawing には詳細図面を含むこと。

6.7 維持管理計画（案）の作成及び維持管理費の予測

本事業で建設する施設及び調達される機器について、NREA の状況を踏まえたうえで、維持管理費の試算を含む維持管理計画（案）を作成する。この結果をもとに、中長期的に維持管理計画（案）を遂行するにあたり NREA が準備すべき予算、人員、資機材等についても計画（案）に含めることとする。

6.8 概略事業費の算出

「本体事業」に関する概略事業費及び概略維持管理費を積算する。概略事業費の積算は、以下の項目を含むものとする。

- (ア) 資機材調達費
- (イ) 工事費
- (ウ) 施工監理費
- (エ) 維持管理費
- (オ) その他必要経費（予備費、税金等）

6.9 照査

設計の妥当性を確認することを目的として、コンサルタントは照査を行う。照査内容は上記 6.5 並びに 6.6 の項目とし、エジプト国内および日本国内で活用されている標準設計仕様書など各種照査にかかるガイドラインを参照し確認することとする。なお、照査にあたっては外部照査（コンサルタント（含む補強団員の所属先）以外の第三者による照査）のほか、内部人材による照査も認めるが、プロポーザルにて照査体制を提案すること。

6.10 インテリムレポート（IT/R）の作成

- (1) 上記の調査検討結果をふまえ、本業務開始後、4 か月経過した時点で、その時点までの調査項目・検討結果等を全て網羅した IT/R を作成する。
- (2) JICA 及び NREA に対し IT/R を説明・協議し、その概要について両者からの合意を得るものとする。

6.11 事前資格審査（P/Q）書類（案）の作成

- (1) P/Q は入札に先立ち、業務経験、財務状況、訴訟歴などの観点から能力を審査するものである。P/Q 書類（案）の作成にあたっては対象契約パッケージの規模・性格・契約形態等を考慮した上で、標準入札書類に準拠した内容とすること。

6.12 入札図書（案）の作成

円借款における入札調達条件を考慮し、以下の内容並びに入札指示書、契約書フォーム等を含む「入札図書（案）」を作成する。なお、作成にあたっては、「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」を使用することとし、発注者・請負者間の公平なリスク負担が確保されない「片務的契約条件」が含まれないように留意する。

また上記「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」に Bid Data Sheet 及び特記条件書（Particular Conditions）を通じて加える変更・特記部分については、

JICA と都度協議することとする。

6.12.1 契約条件書（案）の作成（一般及び特記）

施主及び受注者の権利・義務、関係者間のリスクと責任のバランスに注意して作成する。なお、詳細な記載ぶりについては、「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」及び JICA 調達ガイドラインに基づき作成するものとするが、一般契約条件書については「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」からの変更は行わないこと。

6.12.2 発注者要件書の作成

「JICA 標準入札書類（デザインビルド）」を基に、発注者要件書を作成する。

6.13 環境社会配慮

本円借款事業の環境カテゴリー分類は C である。JICA 環境社会配慮ガイドライン上の要求事項は生じないが、本件受注コンサルタントは、本事業の対象範囲についてレビューを行い、必要に応じて、以下の対応を行う。

(1) 環境社会配慮に関する条件の更新

(2) NREA や他関係機関がエジプト関係機関から課されている条件に従う際の支援

(3) 蓄電池リサイクルに関する制度・体制のとりまとめ

(4) 調査結果と現状及び今後の課題・手続きのとりまとめ

6.14 ドラフトファイナルレポート（DF/R）及びファイナルレポート（F/R）の作成

(1) 本業務の成果物を確認するものとして、入札図書（案）を含むすべての業務内容について DF/R にて取りまとめるものとする。

(2) JICA 及び NREA に対し DF/R および入札図書（案）を説明・協議し、コメントを反映した上で F/R として取りまとめ、両者からの合意を得るものとする。特に「入札図書（案）」については、コントラクター選定の開始に必要な文書となるため、NREA の最終確認を得た後に、JICA にファイナルレポートに含めて提出するものとする。

7. 成果品等

7.1 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、ファイナルレポートを最終成果品とする。

(1) 業務報告書

1) 業務実施計画書

ア) 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画等

イ) 提出時期：契約開始 2 週間以内

ウ) 部数：和文 5 部

2) インセプションレポート (IC/R)

ア) 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画等

イ) 提出時期：契約開始 1 ヶ月以内

ウ) 部数：英文：10 部 (NREA：5 部、JICA：5 部) 和文 5 部

3) インテリムレポート (IT/R)

ア) 記載事項：契約開始から 4 ヶ月経過した時点までの調査項目・検討結果等の全て。

イ) 提出時期：契約開始から 4 ヶ月後を目安

ウ) 部数：英文：10 部 (NREA：5 部、JICA：5 部) 和文 5 部

4) ドラフトファイナルレポート

ア) 記載事項：全ての業務内容

イ) 提出時期：契約開始 8 ヶ月後

ウ) 部数：英文：10 部 (NREA：5 部、JICA：5 部) 和文 5 部

5) ファイナルレポート

ア) 記載事項：上記ドラフトファイナルレポートに対しての JICA 及び NREA からのコメントを踏まえて修正したすべての業務内容

イ) 提出時期：契約開始 10 ヶ月後

ウ) 部数：英文：20 部 (NREA：10 部、JICA：10 部) 和文 5 部

エ) CD-R:英文：10 枚 (NREA：5 枚、JICA：5 枚)、和文 5 枚

(2) その他の成果品

1) P/Q 書類 (案)

ア) 提出時期：契約開始から 2 ヶ月後に JICA に提出し、JICA のコメントを反映したうえで NREA との協議を進めるものとする。その後、NREA との協議結果を反映したものを再度、JICA の確認を受けることとする。

2) 入札図書 (案)

ア) 記載事項：6.12 に係る内容

イ) 提出時期：入札図書案 (案) 第一稿を契約開始から 5 ヶ月後にまず JICA に提出し、JICA のコメントを反映し、NREA との協議を進めるものと

する。その後、NREA の協議結果を反映したものを再度、JICA の確認を受けることとし、契約開始から 8 ヶ月後に入札図書（案）報告書をドラフトファイナルレポートの一部として提出する。

ウ) 部数：英文：10 部（NREA：5 部、JICA：5 部）

エ) 詳細要領： JICA の合意が得られたものを報告書として提出する。

3) 再委託調査報告書

ア) 記載事項：第 3 5. に係る再委託調査の調査データを取りまとめたもの。

イ) 提出時期：データ整理及び取りまとめ後、直ちに提出する。

ウ) 部数：英文：NREA、JICA に各 1 部ずつ。

エ) 詳細要領：将来、設計業務、工事施工に必要な基礎データであるため、汎用性の高いソフトウェアを用いた電子データにて取りまとめるものとし、CD-R 等にて提出する。

(3) その他提出書類

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員並びに分任監督職員に提出する。

ア) 記載事項：業務日とその概要

イ) 提出時期：毎月

ウ) 部数：2 部（JICA 産業開発・公共政策部及び JICA エジプト事務所）

2) NREA との協議録

ア) 記載事項：NREA 等との協議の際の協議・決定事項

イ) 提出時期：その都度

ウ) 部数：2 部（JICA 産業開発・公共政策部及び JICA エジプト事務所）

3) 収集資料

ア) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

イ) 提出時期：業務終了時

ウ) 部数：1 部（JICA 産業開発・公共政策部）

7.2 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものがあれば、必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告

書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

7.3 報告書の印刷仕様・電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様について「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に有用な英文報告書を作成するとともに、必ず当該部分の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2016年6月開始、2017年4月完了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

26.00MM

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下の分野に係る団員の配置を検討している。なお、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案する。

なお、上記の格付目安を超える提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／事業計画（2号）
- 2) 太陽光発電（3号）
- 3) 施設設計
- 4) 系統設計/ SCADA/コントロールシステム
- 5) 入札図書作成
- 6) 環境社会配慮
- 7) 調達計画/積算
- 8) 自然条件調査
- 9) 建築計画

3. 参考資料

（1）閲覧資料

以下の資料については、閲覧とする。閲覧にあたってはJICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーG（03-5226-8092）まで連絡すること。

- ・エジプト国「太陽光発電事業準備調査」ファイナルレポート（JICA）
- ・エジプト国「太陽光発電事業補足調査」ファイナルレポート（JICA）

（2）貸与資料

以下の資料については、貸与とし、プロポーザル作成後、要返却となる。貸与にあたってはJICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーG（03-5226-8092）

まで連絡すること。

・「Record of Discussions between Japan International Cooperation Agency and New and Renewable Energy Authority, Arab Republic of Egypt on the Detailed Design Study for Hurghada Photovoltaic Power Plant Project in the Arab Republic of Egypt」 (JICA)

・審査時要求性能 (JICA)

(3) 参考資料

・エジプト・アラブ共和国「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」協力準備調査報告書 (JICA)

http://open_jicareport.jica.go.jp/643/643/643_405_12008561.html

JICA 図書館よりダウンロード可能。

4. 資機材の調達

業務に必要と思われる機材については、プロポーザルにて明確な理由と共に提案の上、コンサルタントが調整するものとする。これらの機材については、可能な限り現地調達とし、購入方法、手順等は JICA の HP に掲載されている「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に従う。

5. 再委託調査 (現地及び国内)

調査内容のうち、下記については再委託 (現地もしくは日本国内) を可能とし、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、当該業務について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することが出来る。委託会社の業務遂行に関しては現地において適切な監督・指示を行う。プロポーザルでは再委託対象業務の実施方法と契約手続き、価格競争に参加を想定している現地会社の候補名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法などより具体的な提案を可能な範囲で行う。現地再委託に係る経費は別見積もりとする (これら業務をコンサルタントが直営で実施する場合にも、経費は別見積もりとする)。

なお、実施にあたっては、既存 F/S、参考資料に含まれる報告書も参考にし、既存データの状況把握を行った上で実施する。また、再委託にて実施した調査結果については 7.成果品の項目に記載されているとおり取りまとめる。

(1) 自然条件調査

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、まず基本設計を行う「太陽光発電所」「蓄電池施設」「インフォメーション・センターの建設」「関連機器設置」については、応札者に可能な限り精緻な情報を提供するために実施する。また、詳細設計を行う「ハルガダ中央変電所までの地中ケーブル敷設」については、調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象設備・施設の適切な構造および規模を決定し、設備設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される設備・施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。調査結果は入札図書の参考資料として利用できるように様式を統一してデータを管理する。また、既存調査資料を収集し、それらの状況を考慮すること。

なお、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は別見積りとする。

（1）地形調査

調査目的：太陽光発電施設、蓄電施設等の平面計画を行うための必要な情報把握。

太陽光発電設備計画に当たっての必要な地形の情報把握。

調査内容：平板測量（対象サイト全体、縮尺 1/500～1/2,000、0.5m 間隔）、水準測量（対象サイト全体をカバー、建屋部分を中心に）、他

実施方法：直営または現地委託

成果品：地形図（平面図、断面図）

以上

